

岩手県産木材を活用した庁内保育施設備品製作業務 企画提案審査要領

この「企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「岩手県産木材を活用した庁内保育施設備品製作業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、次に掲げる審査内容に基づき、審査を行うものとする。

2 委員会の開催期日及び場所

- (1) 委員会の開催日 令和8年9月11日（金）
- (2) 開催場所 盛岡合同庁舎別館 3階会議室（岩手県盛岡市内丸11番1号）
※プレゼンテーションの開始時間については、別添通知する。
※プレゼンテーションの時間は、一者あたり30分間（説明20分/質疑応答10分）とする。

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者による委員会でのプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 参加者が5者を超える場合には、委員会において、企画提案書等のみによる審査（以下「1次審査」という。）を実施し、上位と評価された5者により(1)の審査を行う。
- (3) 参加者が5者以下であった場合には、1次審査は行わないものとする。
- (4) 委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- (5) (4)の評点の合計に基づき上位3位まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をつけることとし、委員ごとの順位点の合計により順位を決定し、県に報告する。
なお、順位点の合計が同点の場合には、高い順位点の評価（1位の評価）数が多い者を上位者とし、高い順位点の評価が同数の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- (6) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、全ての委員の評点が60点を上回る場合には、本業務を実施するにふさわしいものと評価し、その旨を県に報告するものとする。

4 審査項目及び配点

審査項目及び配点は別紙のとおり。

5 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に郵送により書面で通知する。

【別紙】

審査項目及び配点

審査項目	審 査 の 観 点	配点	
1 企画提案内容が優れていること	本業務の目的等、県の意図を正確に理解しており、企画提案の内容が的確であると認められるか。	20	80
	乳幼児が使用する上で形状、耐久性、安全性、手入れ法等に機能上及び維持管理上の支障がないか。	20	
	デザイン、塗装、装飾等に独創性が認められるとともに、乳幼児が喜ぶデザインが図られるものとなっているか。	20	
	県産木材、県産品のPRに繋がるような工夫がされているか。	20	
2 業務実施に十分な体制を有すること	過去の業務実績や業務執行体制等の内容から、提案内容の業務を十分に実施する能力があると認められるか。	10	10
3 見積が適正であること	予算の範囲内で見積が行われているか。 また、積算単価、数量が適正かつ経済的であり、提案内容との整合性等がとれているか。	10	10
計		100	

【採点基準】

区 分	10点の項目	20点の項目
非常に優れている	10	20
優れている	8	16
問題ない（中位点）	6	12
やや問題あり（一部修正が必要）	4	8
問題あり（大幅修正が必要）	2	4
採用できない	0	0